

令和4年第2回（3月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和4年2月22日現在

●市長提出議案案件

先議案件 13件（補正予算＝13件）

議案案件 61件（承認＝1件、当初予算＝13件、条例＝15件、単行＝32件）

諮問案件 6件（人権擁護委員＝6件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する議案（13件）

○ 補正予算議案 13件

頁

1	議案第8号	令和3年度都城市一般会計補正予算（第10号）	※
2	議案第9号	令和3年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
3	議案第10号	令和3年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※
4	議案第11号	令和3年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
5	議案第12号	令和3年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	※
6	議案第13号	令和3年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※
7	議案第14号	令和3年度都城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	※
8	議案第15号	令和3年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	※
9	議案第16号	令和3年度都城市水道事業会計補正予算（第3号）	※
10	議案第17号	令和3年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
11	議案第18号	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
12	議案第19号	令和3年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	※
13	議案第20号	令和3年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	※

◎ 通常審議分

○ 承認議案 1件

14	議案第7号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※
----	-------	---	---

○ 当初予算議案 13件

頁

15	議案第21号	令和4年度都城市一般会計予算	※
16	議案第22号	令和4年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
17	議案第23号	令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※
18	議案第24号	令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	※
19	議案第25号	令和4年度都城市整備墓地特別会計予算	※
20	議案第26号	令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
21	議案第27号	令和4年度都城市介護保険特別会計予算	※
22	議案第28号	令和4年度都城市電気事業特別会計予算	※
23	議案第29号	令和4年度都城市水道事業会計予算	※
24	議案第30号	令和4年度都城市簡易水道事業会計予算	※
25	議案第31号	令和4年度都城市御池簡易水道事業会計予算	※
26	議案第32号	令和4年度都城市公共下水道事業会計予算	※
27	議案第33号	令和4年度都城市農業集落排水事業会計予算	※

○ 条例議案 15件

頁

28	議案第34号	令和4年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
	令和4年度組織の見直しに伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの		
29	議案第35号	都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
	国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に関する事項及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が示されたことを受け、本市においても同様の要件及び環境の整備をするため、所要の改正を行うもの		
30	議案第36号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	13
	令和3年度人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されることに準じて、特別職を含む本市職員の期末手当を引き下げるため、それぞれ所要の改正を行うもの		

31	議案第37号	都城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	21
	消防団員の処遇の改善等に係る消防庁長官通知が発出されたことを受け、消防団員の報酬額及び費用弁償の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの		
32	議案第38号	都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	29
	保育所としての運営を休止している富吉保育所について、保育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの		
33	議案第39号	都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について	35
	解体及び休止をしている児童プールの用途を廃止するため、所要の改正を行うもの		
34	議案第40号	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	41
	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置を導入するため、所要の改正を行うもの		
35	議案第41号	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	51
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定の整理等をするため、所要の改正を行うもの		
36	議案第42号	都城市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	61
	山之口地域子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施するに当たり、一時預かり事業に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの		
37	議案第43号	都城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	69
	下水道施設敷地の占用料の額の算定、徴収方法等について、準用規定を整理するため、所要の改正を行うもの		
38	議案第44号	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	75
	給水装置工事検査手数料の徴収時期等について、申込者の利便性を確保するため、所要の改正を行うもの		
39	議案第45号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所が整備する都島親水広場及び都島多目的広場について、市が公園として占用し、管理することに伴う公園の追加、並びに条文の整理を行うため、所要の改正を行うもの		
40	議案第46号	都城市林業総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	87
	林業総合センターの設置場所について、平成8年度の区画整理によって変更された地番に規定し直すため、所要の改正を行うもの		
41	議案第47号	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	93
	デベロッパーが建設する複層型のテナント型物流施設に入居する企業に対する奨励措置を設けるため、所要の改正を行うもの		

42	議案第48号	都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	105
	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの		

○ 単行議案 32件

頁

43	議案第49号	議決事項の変更について	111
	令和2年12月16日に議決された議案第148号「工事請負契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		
44	議案第50号	議決事項の変更について	117
	令和3年3月19日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		
45	議案第51号	財産の無償譲渡について	123
	BTV株式会社に対し、ケーブルテレビジョン放送等のための公設光ファイバケーブル及び関連設備を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるもの		
46	議案第52号	都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	149
	電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、イオンモール都城駅前内郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるもの		
47	議案第53号	令和2年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	151
	令和2年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金357万3千54円を納付金として一般会計に納付することについて、議会の議決を求めるもの		
48	議案第54号	令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	155
	令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金4千674万5千579円のうち、1千86万5千円を納付金として一般会計に納付することについて、議会の議決を求めるもの		
49	議案第55号	令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	159
	令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金1千145万7千409円のうち、749万3千952円を納付金として一般会計に納付することについて、議会の議決を求めるもの		
50 — 73	議案第56号— 議案第79号	都城市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	※
74	議案第80号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	※

○ 諮問案件 6件

頁

75 — 80	諮問第1号— 諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	-----------------	--------------------------------	---

令和4年第2回都城市議会定例会（3月）

（議案第7号～第80号、諮問第1号～第6号）

議案第34号

令和4年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和4年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

令和4年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例
 (都城市文化賞条例の一部改正)

第1条 都城市文化賞条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、<u>市民生活部</u>において所掌する。</p> <p>(都城市部設置条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市部設置条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、<u>地域振興部</u>において所掌する。</p>
<p>改正前</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市民生活部</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～コ (略)</p>	<p>改正後</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域振興部</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ <u>市税に関する事項</u></p>

<p>サ (略)</p> <p>(3) <u>市民生活部</u></p> <p>ア <u>市税に関する事項</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>シ (略)</p> <p>(3) <u>地域振興部</u></p> <p>ア <u>地域振興に関する事項</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p>
---	---

(都城市職員定数条例の一部改正)

第3条 都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前		改正後
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおとしする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,008人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>12人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>97人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>186人</u></p>	改正前	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおとしする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,016人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>11人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>89人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>184人</u></p>	改正後

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 34 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 総合政策課】

条例名	令和 4 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	令和 4 年度組織の見直しに伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 都城市文化賞条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庶務所掌を市民生活部から地域振興部へ変更 <p>(2) 都城市部設置条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部の廃止及び新設に伴い市民生活部を地域振興部に変更 ・市民生活部の分掌事務であった「市税に関する事項」を総務部の分掌事務に変更 ・地域振興部の分掌事務に「地域振興に関する事項」を追加 <p>(3) 都城市職員定数条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局等の職員定数を令和 4 年 4 月 1 日時点の定数に変更 		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第35号

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれかに該当する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれかに該当する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>

第22条 (略)

第22条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2. 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

(委任)

第23条 (略)

第25条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に関する事項及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が示されたことを受け、本市においても同様の要件及び環境の整備をするため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が 1 年以上」の要件の廃止 (第 2 条、第 19 条)</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、次に掲げる措置を講じること新設 (第 23 条、第 24 条)</p> <p>①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認</p> <p>②勤務環境の整備 (研修実施、相談体制整備等)</p> <p>③前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(3) 上記改正に伴う条番号等の整理</p>		
関係する法令及びその条項	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)</p> <p>国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 109 号)</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号)</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第36号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第50号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 (都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(都城市一般職の職員に関する条例の一部改正)

第3条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額と</p>

とする。 4 (略)	とする。 4 (略)
---------------	---------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																																			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																																			
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	特別職、教育長、一般職 平成 18 年 1 月 議員報酬 平成 20 年 9 月																																	
制定改廃の目的・背景	令和 3 年度人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されることに準じて、特別職を含む本市職員の期末手当を引き下げるため、それぞれ所要の改正を行うもの。																																			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 市長、副市長、教育長及び議員の期末手当支給割合の引き下げ 年間 0.10 月分減額し、年間 3.25 月分とする。(現行 3.35 月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>1.675 月</td> <td>1.675 月</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度以降</td> <td>1.625 月</td> <td>1.625 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正対象は次の 3 条例</p> <p>(1) 都城市特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(3) 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例</p> <p>2 一般職の職員及び再任用職員の期末手当支給率の引き下げ</p> <p>(1) 一般職の職員 年間 0.15 月分減額し、年間 2.40 月分(現行 2.55 月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度・手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.275 月</td> <td>1.275 月</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度以降</td> <td>期末手当</td> <td>1.20 月</td> <td>1.20 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再任用職員 年間 0.10 月分減額し、年間 1.35 月分(現行 1.45 月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度・手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>期末手当</td> <td>0.725 月</td> <td>0.725 月</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度以降</td> <td>期末手当</td> <td>0.675 月</td> <td>0.675 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正対象は都城市一般職の職員の給与に関する条例</p>			年度	6 月期	12 月期	令和 3 年度	1.675 月	1.675 月	令和 4 年度以降	1.625 月	1.625 月	年度・手当		6 月期	12 月期	令和 3 年度	期末手当	1.275 月	1.275 月	令和 4 年度以降	期末手当	1.20 月	1.20 月	年度・手当		6 月期	12 月期	令和 3 年度	期末手当	0.725 月	0.725 月	令和 4 年度以降	期末手当	0.675 月	0.675 月
年度	6 月期	12 月期																																		
令和 3 年度	1.675 月	1.675 月																																		
令和 4 年度以降	1.625 月	1.625 月																																		
年度・手当		6 月期	12 月期																																	
令和 3 年度	期末手当	1.275 月	1.275 月																																	
令和 4 年度以降	期末手当	1.20 月	1.20 月																																	
年度・手当		6 月期	12 月期																																	
令和 3 年度	期末手当	0.725 月	0.725 月																																	
令和 4 年度以降	期末手当	0.675 月	0.675 月																																	
関係する法令及びその条項	特別職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 252 号)第 7 条の 2 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条及び第 25 条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 19 条の 4																																			
制定改廃を要する関係条例等	なし																																			
備考																																				

議案第37号

都城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城消防団条例の一部を改正する条例

都城消防団条例（平成18年条例第257号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定員等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「支援団員」とは、消防活動の経験を有する者であつて、<u>火災、大規模災害等の現場において、消防力を補強若しくは補完する団員又は金管楽器等による音楽活動の経験を有する者であつて、火災予防活動若しくは啓発活動に従事する団員をいう。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 正規団員には、別表第1に定める額の<u>報酬</u>を支給するものとし、支援団員は無報酬とする。</p> <p>2 前項の<u>正規団員報酬</u>は、次の2期に分けて、2分の1ずつ<u>支払うものとし、支給日</u>は、各期の最終月の翌月とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 前項の<u>正規団員報酬</u>は、新たに団員となり、又は昇任したときはその月から、退職し、死亡し、免職され、又は降任されたときはその月まで、月割により計算した額を支給する。この場合において、端数が生じたときは49銭以下は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げるものとする。</p> <p>4 団員が、水害、火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したとき、又は訓練その他の消防業務に従事したときは、別表第2に掲げる額の<u>出勤手当</u>を第2項に定める支給日に合わせて支給する。</p>	<p>(定員等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「支援団員」とは、消防活動の経験を有する者であつて、<u>火災、大規模災害等の現場において、消防力を補強又は補完する団員をいう。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 正規団員には、別表第1に定める額の<u>年額報酬</u>を支給するものとし、支援団員は無報酬とする。</p> <p>2 正規団員の<u>年額報酬</u>（以下「<u>正規団員年額報酬</u>」という。）は、次の2期に分けて、2分の1ずつ<u>支払うものとし、支給日</u>は、各期の最終月の翌月とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 正規団員の<u>年額報酬</u>は、新たに団員となり、又は昇任したときはその月から、退職し、死亡し、免職され、又は降任されたときはその月まで、月割により計算した額を支給する。この場合において、端数が生じたときは49銭以下は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げるものとする。</p> <p>4 団員が、水害、火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したとき、又は訓練その他の消防業務に従事したときは、別表第2に掲げる額の<u>出勤報酬</u>を第2項に定める支給日に合わせて支給する。</p>

5 正規団員報酬及び出動手当は、団員の申出により口座振替の方法で支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 団員が公務のため旅行をしたときは、その旅行について費用弁償をする。ただし、出動手当を支給する場合は、日当は支給しない。

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

正規団員報酬

階級	報酬の額(年額)
団長	190,000円
副団長	180,000円
分団長	139,000円
副分団長	121,000円
部長	94,000円
副部長	64,000円

5 正規団員年額報酬及び出動報酬は、団員の申出により口座振替の方法で支払うことができる。

6 報酬は、団員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合及び都城市消防団[※]纏会の会費その他の規則で定める福利厚生を目的として行う事業に係る費用を徴収する場合は、報酬から控除することができる。

(費用弁償)

第7条 団員が、水害、火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したとき、又は訓練その他の消防団業務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、出動報酬を支給する場合は、旅行雑費及び日相当額は支給しない。

2 (略)

3 団員が、水害、火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したときその他非常招集に応じて出動したときは、都城市旅費支給条例第4条第1項の規定にかかわらず、出動報告書の提出をもつて、旅行依頼に代えるものとする。

4 費用弁償は、年額報酬及び出動報酬の支給に併せて、前条第2項各号に定める期間に応じて支給する。

別表第1 (第6条関係)

正規団員年額報酬

階級	報酬の額
団長	176,500円
副団長	166,500円
分団長	125,500円
副分団長	107,500円
部長	80,500円
副部長	50,500円

班長		59,000円			45,500円
一般団員		50,000円			36,500円
別表第2（第6条関係）					
出動手当					
区分	単位	金額		単位	報酬の額（1回の出動当たり）
会議（幹部会を含む。）	4時間未満	2,400円		2時間以下	2,000円
	4時間以上	4,700円		2時間超4時間以下	4,000円
講習・訓練（1日につき）	2時間未満	1,400円		4時間超6時間以下	6,000円
	2時間以上4時間未満	2,400円		6時間超	8,000円
	4時間以上	4,700円			
災害出動（1日につき）	2時間未満	1,000円			
	2時間以上4時間未満	2,400円			
	4時間以上	4,700円			
警戒手当	1回につき	1,000円			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 危機管理課】

条例名	都城市消防団条例の一部を改正する条例																										
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																								
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																								
制定改廃の目的・背景	消防団員の処遇の改善等に係る消防庁長官通知が発出されたことを受け、消防団員の報酬額及び費用弁償の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの。																										
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 支援団員の取扱い (第 3 条) 支援団員の規定中「金管楽器等による音楽活動の経験を有する者であって、火災予防活動若しくは啓発活動に従事する団員」を削る。</p> <p>(2) 報酬の表記の変更 (第 6 条) 「報酬」 → 「年額報酬」、「出動手当」 → 「出動報酬」</p> <p>(3) 報酬からの控除の追加 (第 6 条) 報酬から福利厚生にかかる費用を控除できるよう規定する。</p> <p>(4) 費用弁償の規定の見直し (第 7 条) 旅行依頼は出動報告書をもって代え、費用弁償支給を報酬支給日に合わせ支給できるよう新たに規定する。</p> <p>(5) 正規団員報酬 (年額) の見直し (別表第 1)</p> <table border="0"> <tr> <td>団 長</td> <td>190,000 円→176,500 円</td> <td>副 団 長</td> <td>180,000 円→166,500 円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>139,000 円→125,500 円</td> <td>副分団長</td> <td>121,000 円→107,500 円</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>94,000 円→ 80,500 円</td> <td>副 部 長</td> <td>64,000 円→ 50,500 円</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>59,000 円→ 45,500 円</td> <td>団 員</td> <td>50,000 円→ 36,500 円</td> </tr> </table> <p>(6) 区分及び金額の見直し (別表第 2)</p> <p>全ての出動区分を、以下の時間単位毎の出動報酬額に見直す。</p> <table border="0"> <tr> <td>2 時間以下</td> <td>2,000 円</td> <td>2 時間超 4 時間以下</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 時間超 6 時間以下</td> <td>6,000 円</td> <td>6 時間超</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table>			団 長	190,000 円→176,500 円	副 団 長	180,000 円→166,500 円	分団長	139,000 円→125,500 円	副分団長	121,000 円→107,500 円	部 長	94,000 円→ 80,500 円	副 部 長	64,000 円→ 50,500 円	班 長	59,000 円→ 45,500 円	団 員	50,000 円→ 36,500 円	2 時間以下	2,000 円	2 時間超 4 時間以下	4,000 円	4 時間超 6 時間以下	6,000 円	6 時間超	8,000 円
団 長	190,000 円→176,500 円	副 団 長	180,000 円→166,500 円																								
分団長	139,000 円→125,500 円	副分団長	121,000 円→107,500 円																								
部 長	94,000 円→ 80,500 円	副 部 長	64,000 円→ 50,500 円																								
班 長	59,000 円→ 45,500 円	団 員	50,000 円→ 36,500 円																								
2 時間以下	2,000 円	2 時間超 4 時間以下	4,000 円																								
4 時間超 6 時間以下	6,000 円	6 時間超	8,000 円																								
関係する法令及びその条項	地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 203 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準 (令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号別紙 1)																										
制定改廃を要する関係条例等	なし																										
備考																											

議案第38号

都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市保育所条例の一部を改正する条例

都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都城市やまのくち保育所	(略)	都城市やまのくち保育所	(略)
都城市富吉保育所	都城市山之口町富吉6294番地2	(略)	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市保育所条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	<p>保育所としての運営を休止している富吉保育所について、保育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 都城市富吉保育所の項の削除 (別表)</p> <p>※今後の活用方針 書庫として活用予定</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第39号

都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童プール条例の一部を改正する条例

都城市児童プール条例（平成18年条例第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第3条 プールの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第3条 プールの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都城市都北児童プール	(略)	都城市都北児童プール	(略)
都城市関之尾児童プール	都城市関之尾町7061番1		
(略)		(略)	
都城市山之口下富吉児童プ ール	(略)	都城市山之口下富吉児童プ ール	(略)
都城市山田下是児童プール	都城市山田町山田1010番2		
都城市山田竹脇児童プール	(略)	都城市山田竹脇児童プール	(略)
都城市高崎横谷児童プール	都城市高崎町縄瀬293番3		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 こども課】

条例名	都城市児童プール条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	解体及び休止をしている児童プールの用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 都城市山田下是児童プール、都城市関之尾児童プール及び都城市高崎横谷児童プールの項の削除 (第 3 条表)		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第40号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第24条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第3条第1項の額(第27条第1項の規定による減額が行われた場合には、<u>同項の保険税の額とする</u>。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の所得割額</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の資産割額</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第24条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第3条第1項の額(第27条第1項及び第2項の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の保険税の額とする</u>。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合</p>

には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が5万円を超える者)に限る。)をいう。以下この号の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者)に限る。年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者)を除く。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者(以下「7割軽減対象者」という。)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者)であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年

には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額を受けられた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者)に限る。年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者)を除く。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者(以下「7割軽減対象者」という。)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者)であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以

を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。))は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 3,945円

イ 5割軽減対象者 6,575円

ウ 2割軽減対象者 10,520円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 13,150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 7割軽減対象者 750円
- イ 5割軽減対象者 1,250円
- ウ 2割軽減対象者 2,000円
- エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 2,500円

3. (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第27条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。次条において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものと同じ。)」及び

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2. (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第27条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。次条において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の都市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置を導入するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 未就学児に係る国民健康保険税の減額に関する規定を追加 未就学児 1 人に係る国民健康保険税の被保険者均等割額（一定の所得以下の世帯において、都城市国民健康保険税条例により被保険者均等割額が減額された場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は当該被保険者均等割額から次に掲げる区分に応じた額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p> <p>ア 7 割軽減対象者 3,945 円 イ 5 割軽減対象者 6,575 円 ウ 2 割軽減対象者 10,520 円 エ アからウまでに掲げる者以外 13,150 円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>ア 7 割軽減対象者 750 円 イ 5 割軽減対象者 1,250 円 ウ 2 割軽減対象者 2,000 円 エ アからウまでに掲げる者以外 2,500 円</p>		
関係する法令及びその条項	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）第 3 条</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第41号

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改
 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>附則 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合 <u>には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定める</u> <u>ところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記す</u> <u>べき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報</u> <u>通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この</u> <u>条において「電磁的方法」という。）により提供することがで</u> <u>きる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文</u> <u>書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げ</u> <u>るもの</u></p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込 <u>者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通</u> <u>じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた</u> <u>ファイルに記録する方法</u></p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられ <u>たファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p>附則 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p>

信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承

諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなればならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなればならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これ

らに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2. 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場

合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けけない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定の整理等をするため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 電磁的記録等に係る規定を一本化（第 5 条第 2 項～第 6 項削除、第 38 条第 2 項削除、第 53 条追加） 保護者の手続等に係る電磁的記録等の利用に関する規定について、別々の条で定められていたものを、内容を一部修正の上、一つの章に一本化。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等との連携に係る規定を変更（第 42 条） 特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際し、連携施設において受け入れ、教育・保育を提供することについて、事業所内保育事業を利用する場合にあっては、従業員の子どもではなく、地域の保育を必要とする子どもに限るとすることを同条第 4 項第 1 号にも適用させるよう変更。</p>		
関係する法令及びその条項	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第42号

都城市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例
 都城市地域子育て支援センター条例（令和3年条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業</u> <u>(都城市山之口地域子育て支援センターに限る。)</u></p> <p><u>(6) (略)</u> <u>(利用者の範囲)</u></p> <p>第4条 支援センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 支援センターの使用料は、<u>無料</u>とする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業</u> <u>(都城市山之口地域子育て支援センターに限る。)</u></p> <p><u>(6) (略)</u> <u>(利用者の範囲)</u></p> <p>第4条 支援センターを利用できる者は、<u>前条第5号に規定する一時預かり事業を除き、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2. <u>一時預かり事業を利用できる者は、市内に住所を有する乳幼児及びその保護者その他市長が特に必要と認める者とする。</u> <u>(使用料)</u></p> <p>第7条 支援センターの使用料は、次の表の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる単位に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 203 1318 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>3歳以上児 1人1時間</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満児 1人1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業 以外</td> <td>1日</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	単位当たりの使用料の額	一時預かり事業	3歳以上児 1人1時間	400円		3歳未満児 1人1時間	500円	一時預かり事業 以外	1日	無料
区分	単位	単位当たりの使用料の額											
一時預かり事業	3歳以上児 1人1時間	400円											
	3歳未満児 1人1時間	500円											
一時預かり事業 以外	1日	無料											

備考

<p>1 「3歳以上児」とは、年度の初日の前日において3歳に達している子どもをいう。</p> <p>2 「3歳未満児」とは、年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいう。</p> <p>3 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、単位当たりの基準額を適用して計算する。ただし、利用時間の最初の1時間までは、1時間に満たない場合でも1時間とみなす。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 市長の都合により利用を取り消したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可された利用を取り消し、又は変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたととき。</p> <p>2 前項ただし書きの規定に基づき使用料を還付する場合の手続その他必要な事項については、<u>都城市使用料条例施行規則（平成18年規則第76号）</u>を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>
---	---

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	令和 3 年 9 月
制定改廃の目的・背景	山之口地域子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施するに当たり、一時預かり事業に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 山之口地域子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施する旨を規定 (第 3 条)</p> <p>(2) 一時預かり事業の利用者の範囲を規定 (第 4 条) 市内に住所を有する乳幼児及びその保護者その他市長が特に必要と認める者</p> <p>(3) 一時預かり事業の使用料に関することを規定 (第 7 条、第 11 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳以上児 1 人 1 時間 400 円 ・ 3 歳未満児 1 人 1 時間 500 円 		
関係する法令及びその条項	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 2 項、第 6 項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和4年1月6日付け都財第565号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市公共下水道条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市地域子育て支援センター条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男
委員 蓑原 行満
上原 誠史
横山 幸子
長友 佳奈美

[別表 1]

都城市公共下水道条例（抜粋）

(占用)	
第 40 条 (略)	
3 前項の占用料の額の算定、徴収の方法等については、都城市道路占用料条例（平成 18 年条例第 216 号）の規定を準用する。この場合において、「道路」とあるのは、「公共下水道若しくは都市下水路の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。ただし、清涼飲料水等の販売を目的とする自動販売機については、都城市使用料条例（平成 18 年条例第 100 号）の例による。	

[別表 2]

都城市地域子育て支援センター条例

第 7 条の表に掲げる支援センターの使用料の額

区分	単位	単位当たりの使用料の額
一時預かり事業	3 歳以上児 1 人 1 時間	400 円
	3 歳未満児 同上	500 円
一時預かり事業以外	1 日	無料

備考

- 「3 歳以上児」とは、年度の初日の前日において 3 歳に達する子どもをいう。
- 「3 歳未満児」とは、年度の初日の前日において 3 歳に達していない子どもをいい、当該子どもがその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、当該年度中に限り 3 歳未満児とみなす。
- 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30 分以下の利用については 0.5 時間、30 分を超える利用については 1 時間とみなして、単位当たりの基準額を適用して計算する。ただし、利用時間の最初の 1 時間までは、1 時間に満たない場合でも 1 時間とみなす。

議案第43号

都城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公共下水道条例の一部を改正する条例
 都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
(設置及び名称等) 第2条 (略)	(設置及び名称等) 第2条 (略)												
2 前項の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="534 1120 782 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 1120 574 2016">施設の名称</th> <th data-bbox="534 806 782 1120">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="574 1120 702 2016">都城市公共 下水道</td> <td data-bbox="574 806 782 1120">(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3890番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="702 1120 782 2016">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	都城市公共 下水道	(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3890番地	(略)		2 前項の施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="534 181 782 649"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 181 574 649">施設の名称</th> <th data-bbox="534 806 782 649">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="574 181 702 649">都城市公共 下水道</td> <td data-bbox="574 806 782 649">(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3089番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="702 181 782 649">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	都城市公共 下水道	(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3089番地	(略)	
施設の名称	位置												
都城市公共 下水道	(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3890番地												
(略)													
施設の名称	位置												
都城市公共 下水道	(略) (都城市高崎浄化センター) 都城市高崎町大牟田3089番地												
(略)													
(特定事業場からの下水の排除の制限) 第12条 使用者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を特定事業場から排除してはならない。 (1) アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第83号。以下「県条例」という。）第47条の規定により、当該公共下水道からの放流水について排水基準が定められている場合については、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。 (2)～(7) (略)	(特定事業場からの下水の排除の制限) 第12条 使用者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を特定事業場から排除してはならない。 (1) アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号。以下「県条例」という。）第47条の規定により、当該公共下水道からの放流水について排水基準が定められている場合については、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。 (2)～(7) (略)												
2 (略) (除害施設の設置等)	2 (略) (除害施設の設置等)												

<p>第13条 (略)</p> <p>2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 (略) (占用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 市は、前項の許可を受けた者から<u>都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）</u>により占用料を徴収する。</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 (略) (占用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 市は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>3 前項の占用料の額の算定、徴収の方法等については、<u>都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）</u>の規定を準用する。この場合において、「道路」とあるのは、「<u>公共下水道若しくは都市下水道の敷地又は排水施設</u>」と読み替えるものとする。ただし、清涼飲料水等の販売を目的とする自動販売機の設置に係る占用料の額の算定については、<u>都城市使用料条例（平成18年条例第100号）</u>の例による。</p> <p>4 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局 下水道課】

条例名	都城市公共下水道条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	下水道施設敷地の占用料の額の算定、徴収方法等について、準用規定を整理するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 都城市道路占用料条例の規定を準用する場合の読み替え規定の追加 都城市公共下水道条例の占用料の算定に当たり、都城市道路占用料条例を準用する場合に「道路」を「公共下水道若しくは都市下水路の敷地又は排水施設」と読み替える規定を追加する。</p> <p>(2) 自動販売機の設置に係る占用料算定方法の追加 自動販売機の占用料算定方法について、都城市使用料条例の例により徴収する規定を追加する。</p> <p>(3) その他字句の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎浄化センターの番地の修正 都城市高崎町大牟田 <u>3890 番地</u> → <u>3089 番地</u> (第 2 条) ・県の条例番号の修正 平成 17 年宮崎県条例第 <u>83 号</u> → <u>第 20 号</u> (第 12 条) ・常用漢字でないものにふりがなを振る。 <u>燐含有量</u> → <u>燐含有量</u> (第 13 条) 		
関係する法令 及びその条項	都城市使用料条例 (平成 18 年条例第 100 号) 別表第 1 都城市道路占用料条例 (平成 18 年条例第 216 号)		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第44号

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める額とし、<u>申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込後徴収することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第6条第2項に規定する給水装置工事の検査をするとき <u>設計金額</u>（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の4に相当する額（1円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める額とし、<u>第1号及び第2号については、申込者から申込みの際これを徴収し、第3号については、市長が指定する期日までに徴収する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第6条第2項に規定する給水装置工事の検査をするとき <u>工事金額</u>（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の4に相当する額（1円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局 水道課】

条例名	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	給水装置工事検査手数料の徴収時期等について、申込者の利便性を確保するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 給水装置工事検査手数料の徴収時期等の変更 (第 28 条)</p> <p>申込み時点では金額が確定していないため、徴収時期を「申込みの際」から「市長が指定する期日」に変更。</p> <p>これに伴い、第 3 号中「設計金額」を確定額の「工事金額」に変更。</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第45号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(公園管理者以外の公園施設の設置等)</p> <p>第11条 市長は、公園に設ける公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に準ずる施設をいう。以下同じ。）で、自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限りに限り、市長以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="917 1122 1168 2049"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川の駅公園</td> <td>都城市都島町82番</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		川の駅公園	都城市都島町82番	(略)		<p>(公園管理者以外の公園施設の設置等)</p> <p>第11条 市長は、公園に設ける公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に準ずる施設をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には限り、市長以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。</p> <p>(1) 市長が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 市長以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="917 183 1168 1122"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川の駅公園</td> <td>都城市都島町82番</td> </tr> <tr> <td>都島親水広場</td> <td>都城市都島町86番4地先</td> </tr> <tr> <td>都島多目的広場</td> <td>都城市都島町27番2地先</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		川の駅公園	都城市都島町82番	都島親水広場	都城市都島町86番4地先	都島多目的広場	都城市都島町27番2地先	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
川の駅公園	都城市都島町82番																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
川の駅公園	都城市都島町82番																				
都島親水広場	都城市都島町86番4地先																				
都島多目的広場	都城市都島町27番2地先																				
(略)																					

附 則
 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 45 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 道路公園課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所が整備する都島親水広場及び都島多目的広場について、市が公園として占用し、管理することに伴う公園の追加、並びに条文の整理を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 公園管理者以外の公園施設の設置についての許可要件の整理（第 11 条） 都市公園法との整合を図るため、同法第 5 条と文言を合わせる。 (2) 公園の追加（別表第 1） 別表第 1 に「都島親水広場」「都島多目的広場」を追加。		
関係する法令及びその条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第46号

都城市林業総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市林業総合センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市林業総合センター条例の一部を改正する条例

都城市林業総合センター条例（平成18年条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 森林整備の推進及び林業従事者の福利厚生の実を図るとともに、林業関連行事等に支障のない範囲で市民に施設を開放することにより、市民の自主的な活動の支援を図ることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市早鈴町1866番地69</u>に都城市林業総合センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) センターを滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 森林整備の推進及び林業従事者の福利厚生の実を図るとともに、林業関連行事等に支障のない範囲で市民に施設を開放することにより、市民の自主的な活動の支援を図ることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市早鈴町5085番地</u>に都城市林業総合センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部 森林保全課】

条例名	都城市林業総合センター条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	<p>林業総合センターの設置場所について、平成 8 年度の区画整理によって変更された地番に規定し直すため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 都城市林業総合センターの地番変更 (第 1 条) 都城市早鈴町 1866 番地 69 → 都城市早鈴町 5085 番地</p> <p>(2) 字句の整理 (第 8 条)</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第47号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例

都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(奨励措置の対象等)</p> <p>第4条 前条の奨励措置は、次に掲げる工場等の条件を満たす者で、市長が指定したもの（以下「指定事業者」という。）又は指定事業者に新たに取得した用地、構築物等を賃貸し、立地支援を行う企業（第2条第11号ただし書に該当する者を除く。以下「立地支援企業」という。）に対して行う。ただし、指定事業者が立地支援企業から用地、構築物等を賃借する場合における投下固定資産総額は、指定事業者及び立地支援企業の合計とする。</p> <p>(1) 工場 その設置に係る投下固定資産総額が2,300万円を超え、かつ、雇用増加が5人以上のもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 特定物流施設 工場、流通施設及び卸売施設の用に供する目的で設置され、かつ、その設置に係る投下固定資産総額が18億円を超える2以上の階数を有する施設をいう。</u></p> <p><u>(20) 特定物流支援企業 特定物流施設を設置する者をいう。</u></p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 賃料補助金の交付</u></p> <p>(奨励措置の対象等)</p> <p>第4条 前条の奨励措置は、次に掲げる工場等の条件を満たす者で、市長が指定したもの（以下「指定事業者」という。）又は指定事業者に新たに取得した用地、構築物等を賃貸し、立地支援を行う企業（第2条第11号ただし書に該当する者及び特定物流支援企業を除く。以下「立地支援企業」という。）に対して行う。ただし、指定事業者が立地支援企業から用地、構築物等を賃借する場合における投下固定資産総額は、指定事業者及び立地支援企業の合計とする。</p> <p>(1) 工場 その設置に係る投下固定資産総額が2,300万円を超え、かつ、雇用増加が5人以上のもの（<u>特定物流施設内に設置する場合にあつては、雇用増加が5人以上のもの</u>）</p>

<p>(2) 流通施設又は卸売施設 その設置に係る投下固定資産総額が5,000万円を超え、かつ、雇用増加が5人以上のもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(奨励措置の種類等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都城インター工業団地桜木地区に立地する者に対する奨励措置については、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第7条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、指定事業者又は立地支援企業に変更が生じたときは、その事業を承継した者(以下「承継人」という。)に<u>対して第3条の奨励措置を行うことができる。</u></p> <p>2 承継人は、規則で定めるところにより、市長に承継の事実を届け出て承認を得なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 指定事業者又は立地支援企業(承継人を含む。以下同じ。)は、指定事業者にあつては第4条第3項に、立地支援企業にあつては同条第4項に規定する申請又は届出事項に変更を生じた</p>	<p>(2) 流通施設又は卸売施設 その設置に係る投下固定資産総額が5,000万円を超え、かつ、雇用増加が5人以上のもの(特定物流施設内に設置する場合には、雇用増加が5人以上のもの)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 特定物流施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届出しなければならない。</p> <p>(奨励措置の種類等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定物流施設に立地する指定事業者に対する奨励措置については、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、都城インター工業団地桜木地区に立地する者に対する奨励措置については、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第7条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業に変更が生じたときは、その事業を承継した者(以下「承継人」という。)は、規則で定めるところにより、市長に承継の事実を届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、承継人のうち、指定事業者又は立地支援企業の事業を承継した者に対して第3条の奨励措置を行うことができる。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業(承継人を含む。以下同じ。)は、指定事業者にあつては第4条第3項に、立地支援企業にあつては同条第4項に、特定物流支援企</p>
--	--

ときは、市長にその旨を届け出て承認を得なければならぬ。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者又は立地支援企業に対し、奨励措置に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。

別表第1 (第5条関係)

(略)

業にあっては同条第5項に規定する申請又は届出事項に変更を
生じたときは、市長にその旨を届け出て承認を得なければなら
ない。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企
業に対し、奨励措置に関する報告を求め、又は実地に調査する
ことができる。

別表第1 (第5条関係)

(略)

別表第2 (第5条関係)

奨励措 置の種 類	要件	内容	限度額
固定資 産税の 免除	第4条第1項に該 当する者。ただし、 移設を除く。	設置した工場等がなし に、操業を開始した日 以後において、新 たに固定資産税を 課することになる 年度から3年間に ついて、地方税法 第6条第1項の規 定により、固定資 産税(償却資産に 関する部分に限 る。)を免除する。 ただし、都城市地 域経済牽引事業の 促進のための固定 資産税の課税免除	

<p>に関する条令第2条及び都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条令第3条による固定資産税の課税免除を受けようとする償却資産については、適用しない。</p>		<p>1億円</p>
<p>雇用奨励金の交付</p>	<p>第4条第1項に該当し、かつ、設置した工場、流通施設又は卸売施設において、雇用奨励金交付の申請時に、雇用する労働者の数に障害者の雇用促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用している者。ただし、移設を除く。</p> <p>次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき1回に限る。</p> <p>(1) 新規雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるとときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。</p> <p>(2) 前号に規定する新規雇用従</p>	

<p>業員のうち、特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUIJターン者については、前号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額</p>		
<p>(1) 特定物流施設を賃借する際に要する賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費を除く。）に2分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 交付期間は、1年間とする。</p> <p>(3) 交付の回数 は、設置した1工場、1流通施</p>	<p>第4条第1項に該当する者で、特定物流支援企業との賃貸借契約期間が5年以上のもの。ただし、移設を除く。</p>	<p>1平方メートルにつき1万円</p>
<p>賃料補助金の交付</p>		

		設又は1卸売施設につき1回に限る。
--	--	-------------------

別表第3 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が、以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間に、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都市地域経済牽引事業の促進のため、固定資産税の課税免除に関する条例第2条及び都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条による固定資産税の課税免除を受けようとする家屋及び償却	(略)

別表第2 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	(略)	設置した工場等が、以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間に、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都市地域経済牽引事業の促進のため、固定資産税の課税免除に関する条例第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする償却資産については、適用しない。	(略)

		(略)	(略)
資産並びにこれらの敷地である土地については、適用しない。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例														
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止														
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月												
制定改廃の目的・背景	<p>デベロッパーが建設する複層型のテナント型物流施設に入居する企業に対する奨励措置を設けるため、所要の改正を行うもの。</p>														
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 定義の追加 (第 2 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定物流施設 工場、流通施設及び卸売施設の用に供する目的で設置され、かつ、その設置に係る投下固定資産総額が 18 億円を超える 2 以上の階数を有する施設 ・特定物流支援企業 特定物流施設を設置する者 <p>(2) 特定物流施設に立地する指定事業者への奨励措置を追加 (別表第 2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">奨励措置</th> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 30%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税の免除</td> <td>償却資産のみ 3 年間</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>雇用奨励金の交付</td> <td>一人当たり 30 万円+加算</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>賃料補助金の交付</td> <td>賃借料の 1 / 2 (1 年間)</td> <td>1 平方メートルにつき 1 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 都城インター工業団地桜木地区を対象とした固定資産税の免除について適用条件の整理 (別表第 3)</p> <p>同地区における固定資産税の免除適用について、都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例が優先して適用される旨を規定。</p>			奨励措置	内容	限度額	固定資産税の免除	償却資産のみ 3 年間	なし	雇用奨励金の交付	一人当たり 30 万円+加算	1 億円	賃料補助金の交付	賃借料の 1 / 2 (1 年間)	1 平方メートルにつき 1 万円
奨励措置	内容	限度額													
固定資産税の免除	償却資産のみ 3 年間	なし													
雇用奨励金の交付	一人当たり 30 万円+加算	1 億円													
賃料補助金の交付	賃借料の 1 / 2 (1 年間)	1 平方メートルにつき 1 万円													
関係する法令及びその条項	なし														
制定改廃を要する関係条例等	なし														
備考															

議案第48号

都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
 都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税免除をすることにより、地域経済牽引事業（法第2条第1項に規定する事業をいう。以下「事業」という。）の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、<u>法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から起算して5年以内</u>に、前条に規定する事業者が新設し、又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、<u>操作を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分</u>に限り、課税免除をすることができ。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税免除をすることにより、地域経済牽引事業（法第2条第1項に規定する事業をいう。以下「事業」という。）の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、<u>法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から令和5年3月31日まで</u>に、前条に規定する事業者が新設し、又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、<u>操作を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分</u>に限り、課税免除をすることができ。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 30 年 3 月
制定改廃の目的・背景	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 省令名の改正に伴う改正 (第 1 条)</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令</p> <p>(2) 対象となる施設整備期間の延長 (第 2 条)</p> <p>基本計画の同意の日から起算して 5 年以内</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>基本計画の同意の日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p>		
関係する法令及びその条項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令 (平成 19 年総務省令第 94 号)		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第49号

議決事項の変更について

令和2年12月16日に議決された議案第148号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 179, 072, 400円

議案第148号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）処分場建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）処分場建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,097,470,000円 |
| 4 契約の相手方 | 吉原・丸昭・徳満 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市中原町32街区1号
吉原建設株式会社 |

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）処分場建設工事

1 工事概要 一般廃棄物最終処分場（第3期）の整備に伴う土木一式工事

造成工 N=一式

雨水集排水工 N=一式

遮水工 N=一式

埋立ガス抜設備工 N=一式

浸出水集排水工 N=一式

地下水集排水工 N=一式

2 予定価格 1, 099, 124, 400円（消費税及び地方消費税込み）

999, 204, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 1, 097, 470, 000円（消費税及び地方消費税込み）

997, 700, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.84%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
吉原・丸昭・徳満 特定建設工事共同企業体 (45:30:25)	997,700,000	落札
桜木・大淀・丸宮 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	999,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第137号

議決事項の変更について

令和2年12月16日に議決された議案第148号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和3年11月25日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 172, 506, 500円

1 変更理由

前変更契約において行った貯留構造物の地盤改良の工法変更について、一部の範囲において想定より深く地盤改良を行う必要が生じたため、費用を増額するもの。また、試掘により雨水排水工において既設構造物が支障となることが判明し、水路法線及び断面を変更するため、費用を増額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
造成工	地盤改良の数量変更	1, 396, 177
遮水工	数量変更	-206, 370
浸出水集排水工	数量変更	936, 876
地下水集排水工	数量変更	1, 005
雨水集排水工	水路法線及び断面変更	838, 403
撤去工	数量変更	246, 199
付帯工	数量変更	283, 844
共通仮設費		1, 526, 307
現場管理費		330, 983
一般管理費		615, 576
合計 (税抜)		5, 969, 000
消費税及び地方消費税額		596, 900
追加費用総計		6, 565, 900

3 追加費用総計

6, 565, 900円

議案第50号

議決事項の変更について

令和3年3月19日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 704,092,400円

議案第47号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設
工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 785,928,000円 |
| 4 契約の相手方 | 真栄・南星・相葉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4824番地
真栄産業株式会社 |

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事

- 1 工事概要 一般廃棄物最終処分場（第3期）の浸出水調整池整備に伴う
土木一式工事

本体建設工 N=一式

雨水集排水工 N=一式

モニタリング設備工 N=一式

撤去工 N=一式

仮設工 N=一式

- 2 予定価格 858,987,800円（消費税及び地方消費税込み）
780,898,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 785,928,000円（消費税及び地方消費税込み）
714,480,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落札率 91.49%

- 5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
真栄・南星・相葉 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	714,480,000	落札
大淀・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	750,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第138号

議決事項の変更について

令和3年3月19日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和3年11月25日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 701,803,300円

1 変更理由

付替水路工事において、実際床堀を行ったところ湧水量が多く、湧水対策を行わなかった場合に今後敷設した水路に悪影響を及ぼす恐れがあるため、湧水処理工を追加することにより、費用を増額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
本体建設工	数量変更	- 4 2 6 , 8 8 4
雨水集排水工	湧水処理工の追加	1 , 8 0 8 , 8 7 0
モニタリング設備工	数量変更	- 1 1 , 1 8 3
撤去工	数量変更	- 4 9 , 5 1 8
仮設工	数量変更	1 8 7 , 1 5 8
付帯工	数量変更	- 3 4 5 , 3 7 1
共通仮設費		6 1 6 , 7 5 4
現場管理費		8 6 , 6 8 9
一般管理費		2 1 4 , 4 8 5
合計 (税抜)		2 , 0 8 1 , 0 0 0
消費税及び地方消費税額		2 0 8 , 1 0 0
追加費用総計		2 , 2 8 9 , 1 0 0

3 追加費用総計

2, 289, 100円

議案第51号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

- 1 譲渡物件の名称 公設光ファイバケーブル及び関連設備
- 2 譲渡の相手方 都城市中町1街区7号
BTV株式会社
- 3 譲渡の目的 BTV株式会社がCATV施設として使用するため
- 4 譲渡物件の対象エリア及び設備等

対象エリア	設備等
平成16年度整備 山之口町 五十山、天神、飛松	1 センター設備 山之口総合支所内 2 線路設備 光ケーブル 15.1km 同軸 12.7km

<p>平成17年度整備 高崎町 山神原、轟、竹元</p>	<p>1 センター設備 高崎総合支所内 2 線路設備 光ケーブル 25.9 k m 同軸 30.1 k m</p>
<p>平成18年度整備 高城町 田辺、四家、様ヶ野</p>	<p>1 センター設備 高城総合支所内 2 線路設備 光ケーブル 9.4km 同軸 13.5 k m</p>
<p>平成22年度整備 ①夏尾町、美川町、高野町 (荒川地、渡司、今ヶ倉、白谷、夏尾、尾首山) ②今町、梅北町、平塚町、五十町</p>	<p>1 センター設備 ①山田総合支所内 ②BTV株式会社 本社ビル内 2 線路設備 ①光ケーブル 27.9 k m 同軸 42.1 k m ②光ケーブル 13.4 k m 同軸 51.7 k m</p>

5 譲渡備品の名称及び数量 別紙設備明細書のとおり

別紙

設 備 明 細 書

山之口町（五十山・天神・飛松地区）

項目	名称	数量	単位
(1) センター設備			
	光送信装置 N75FTX	2	台
	光受信装置 N75RRX	1	台
	光サブラック	1	式
	光サブラック用架台	1	組
	下り系統別受信増幅器 F-AMP	2	台
	上り系統別受信増幅器 R-REP	2	台
	下り系統別受信増幅器サブラック	1	式
	上り系統別受信増幅器サブラック	1	式
	局内光パッチケーブル	4	本
(2) 光線路設備			
	ノード光伝送装置	2	台
	光ノードケーブル	2	本
	クロージャール	14	組
	光ケーブル 8 芯	10,963	m
	光ケーブル 4 芯	4,200	m
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器 TBA-C	15	台
	延長増幅器 EA-ZC	8	台
	2 分配器・1 分岐器	1	個
	パワーインサータ	4	個
	PS 監視用 1 分岐器	2	個
	タップオフ	27	個
	同軸ケーブル 17C	4,934	m
	同軸ケーブル 12C	7,821	m

(4)	電源供給器		
	無停電給電装置 900VA	2	台
	無停電給電装置 320VA	1	台

高崎町（山神原地区）

項目	名称	数量	単位
(1)	センター設備		
	下り系統別受信増幅器	1	台
	光送信装置	1	台
	光受信装置	1	台
	上り系統別受信増幅器	1	台
	光サブラック	1	台
	光コード	2	本
(2)	光線路設備		
	ノード光伝送装置	1	台
	光クロージャ	7	個
	光ファイバケーブル 4芯	7,170	m
	光ノードケーブル 10m	1	本
(3)	伝送機器		
	幹線分岐増幅器	15	台
	延線増幅器	16	台
	分岐・分配器	7	個
	パワーインサータ	4	個
	SMT	2	個
	タップオフ	46	個
	同軸ケーブル 12C	10,700	m
	同軸ケーブル 17C	5,300	m
	メッセンジャーワイヤー 30mm ^φ	17,170	m
	ケーブルハンガー	34,340	個
	装柱材料	269	本
	装柱腕金	113	本
	接地材料	78	本
	共架標示札	128	本

	コネクタ 12C	96	個
	コネクタ 17C	20	個
	防水チューブ	208	本
	FTダミー	27	個
(4) 電源供給器			
	無停電給電装置 900VA	2	台
	鋼管柱 ZC-8	2	本
	電源盤 OM-13	2	面
	電源盤取付金物	2	組
	電源引込材料	2	本
	同軸ケーブル 12C	400	m
	同軸ケーブル 8C	200	m

高崎町（轟地区）

項目	名称	数量	単位
(1) センター設備			
	下り系統別受信増幅器	1	台
	光送信装置	1	台
	光受信装置	1	台
	上り系統別受信増幅器	1	台
	光サブラック	1	台
	光コード	2	本
(2) 光線路設備			
	ノード光伝送装置	1	台
	光クロージャ	6	個
	光ノードケーブル 10m	1	本
	光ファイバケーブル 4芯	6,524	m
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	6	台
	延線増幅器	4	台
	パワーインサータ	2	個
	SMT	1	個
	タップオフ	16	個

	同軸ケーブル 12C	2,400	m
	同軸ケーブル 17C	3,200	m
	メッセンジャーワイヤー 30 mm ²	8,274	m
	ケーブルハンガー	16,548	m
	装柱材料	128	本
	装柱腕金	54	本
	接地材料	37	本
	共架標示札	61	本
	コネクタ 12C	26	個
	コネクタ 17C	14	個
	防水チューブ	72	本
	FTダミー	10	個
(4)	電源供給器		
	無停電給電装置 900VA	1	台
	鋼管柱 ZC-8	1	本
	電源盤	1	面
	電源盤取付金物	1	組
	電源引込材料	1	本
	同軸ケーブル 12C	200	m
	同軸ケーブル 8C	100	m

高崎町（竹元地区）

項目	名称	数量	単位
(1)	センター設備		
	下り系統別受信増幅器	1	台
	光送信装置	1	台
	光受信装置	1	台
	上り系統別受信増幅器	1	台
	光サブラック	1	台
	光コード	2	本
(2)	光線路設備		
	ノード光伝送装置	1	台
	光クロージャ	13	個

	光ノードケーブル 10m	1	本
	光ファイバケーブル 12 芯	3,904	m
	光ファイバケーブル 8 芯	2,096	m
	光ファイバケーブル 4 芯	6,269	m
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	10	台
	延長増幅器	7	台
	分配・分岐器	2	台
	パワーインサータ	3	個
	SMT	2	個
	タップオフ	21	個
	同軸ケーブル 12C	4,340	m
	同軸ケーブル 17C	4,195	m
	メッセンジャーワイヤー 30 mm ²	19,319	m
	ケーブルハンガー	38,638	個
	装柱材料	273	本
	装柱腕金	114	本
	接地材料	78	組
	共架標示札	130	本
	コネクタ 12C	64	本
	コネクタ 17C	20	本
	防水チューブ	126	本
	FTダミー	19	個
(4) 電源供給器			
	無停電給電装置 900VA	1	台
	無停電給電装置 320VA	1	台
	鋼管柱 ZC-8	2	本
	電源盤	2	面
	電源盤取付金物	2	組
	電源引込材料	2	本
	同軸ケーブル 12C	300	m
	同軸ケーブル 8C	200	m

高城町（田辺地区）

項目	名称	数量	単位
(1) センター設備			
	下り系統別受信増幅器 F-AMP	1	台
	光送信装置 FTX	1	台
	光受信装置 RRX	1	台
	上り系統別受信増幅器 R REP	1	台
	光サブラック	1	台
(2) 光線路設備			
	ノード光伝装置	1	台
	光ノードケーブル 10m	1	本
	光クロージャ MJT-AFT	5	個
	光ファイバケーブル SM4 芯	5,500	m
	光コード	2	本
	雑材消耗品	1	式
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	15	台
	延長増幅器	3	台
	分岐・分配器	4	台
	パワーインサータ	4	台
	PS 監視用 1 分岐器	2	個
	タップオフ	21	個
	同軸ケーブル 17C	1,000	m
	同軸ケーブル 12C	4,000	m
	メッセンジャーワイヤー 30 mm ²	12,400	m
	ケーブルハンガー	24,800	個
	装柱材料	170	本
	装柱腕金	100	本
	共架標示札	90	本
	接地材料	54	本
	コネクタ 17C	22	本
	コネクタ 12C	36	本

	防水チューブ 17C	22	本
	防水チューブ 12C	72	本
	FT ダミー	20	個
	雑材消耗品	1	式
(4) 電源供給器			
	無停電給電装置 320VA	—	台
	無停電給電装置 900VA	2	台
	鋼管柱 ZC-8	2	本
	電源盤 OM-13	2	面
	電源盤取付金物	2	組
	電源引込材料	2	本
	コネクタ 12C	24	個
	コネクタ 8C	4	個
	防水チューブ 12C	24	本
	防水チューブ 8C	4	本
	同軸ケーブル 12C	400	m
	同軸ケーブル 8C	200	m
	雑材消耗品	1	式

高城町（四家地区）

項目	名称	数量	単位
(1) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	8	台
	延長増幅器	8	台
	分岐・分配器	5	台
	パワーインサータ	2	台
	PS 監視用 1 分岐器	1	個
	タップオフ	30	個
	同軸ケーブル 17C	1,363	m
	同軸ケーブル 12C	6,705	m
	メッセンジャーワイヤー 30 mm ²	5,820	m
	ケーブルハンガー	11,640	個
	装柱材料	70	本

	装柱腕金	42	本
	共架標示札	37	本
	接地材料	22	本
	コネクタ 17C	6	本
	コネクタ 12C	59	本
	防水チューブ 17C	6	本
	防水チューブ 12C	113	本
	FT ダミー	10	個
	雑材消耗品	1	式
(2) 電源供給器			
	無停電給電装置 320VA	—	台
	無停電給電装置 900VA	1	台
	鋼管柱 ZC-8	1	本
	電源盤 OM-13	1	面
	電源盤取付金物	1	組
	電源引込材料	1	本
	コネクタ 12C	8	個
	コネクタ 8C	2	個
	防水チューブ 12C	8	本
	防水チューブ 8C	2	本
	同軸ケーブル 12C	200	m
	同軸ケーブル 8C	100	m
	雑材消耗品	1	式

高城町（様ヶ野地区）

項目	名称	数量	単位
(1) センター設備			
	下り系統別受信増幅器 F-AMP	1	台
	光送信装置 FTX	1	台
	光受信装置 RRX	1	台
	上り系統別受信増幅器 R REP	1	台
(2) 光線路設備			
	ノード光伝装置	1	台

	光ノードケーブル 10m	1	本
	光クロージャ MJT-AFT	3	個
	光ファイバケーブル SM4 芯	3,977	m
	光コード	2	本
	雑材消耗品	1	式
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	1	台
	延長増幅器	—	台
	分岐・分配器	—	台
	パワーインサータ	1	台
	PS 監視用 1 分岐器	1	個
	タップオフ	5	個
	同軸ケーブル 17C	—	m
	同軸ケーブル 12C	510	m
	メッセンジャーワイヤー 30 mm ²	4,487	m
	ケーブルハンガー	8,974	個
	装柱材料	40	本
	装柱腕金	29	本
	共架標示札	23	本
	接地材料	13	本
	コネクタ 17C	—	本
	コネクタ 12C	4	本
	防水チューブ 17C	—	本
	防水チューブ 12C	13	本
	FT ダミー	3	個
	雑材消耗品	1	式
(4) 電源供給器			
	無停電給電装置 320VA	1	台
	無停電給電装置 900VA	—	台
	鋼管柱 ZC-8	1	本
	電源盤 OM-13	1	面
	電源盤取付金物	1	組
	電源引込材料	1	本

	コネクタ 12C	4	個
	コネクタ 8C	2	個
	防水チューブ 12C	4	本
	防水チューブ 8C	2	本
	同軸ケーブル 12C	100	m
	同軸ケーブル 8C	100	m
	雑材消耗品	1	式

夏尾町・美川町・高野町エリア

項目	名称	数量	単位
(1)	センター設備		
	光幹線用分岐分配増幅器	1	台
	光ラック	2	台
	電源端子盤	1	台
	電源ユニット	2	台
	光ラック用冷却ファン	1	台
	下り増幅器	3	台
	下り送信器	5	台
	上り混合増幅器	1	台
	上り受信器	5	台
	装置架	1	架
	スプライスユニット	1	台
	端子台	1	台
	光コード	10	本
(2)	光線路設備		
	ノード光伝送装置	5	台
	光クロージャ	25	個
	光ファイバケーブル 4 芯	10,073	m
	光ファイバケーブル 8 芯	6,366	m
	光ファイバケーブル 12 芯	11,476	m
(3)	伝送機器		
	幹線分岐増幅器	36	台
	延線増幅器	46	台

スプリッター 1 分岐器	(分岐・分配器)	28	個
スプリッター 2 分配器	(分岐・分配器)	8	個
パワーインサーター		12	個
タップオフ 2 分岐器		130	個
タップオフ 4 分岐器		46	個
タップオフ 2 分配器		29	個
タップオフ 4 分配器		6	個
同軸ケーブル 12C		31,878	m
同軸ケーブル 17C		10,205	m
メッセンジャーワイヤー		43,834	m
スパイラルハンガー		43,834	m
装柱腕金 1500A 直線路		24	個
装柱腕金 1500A 曲線路		39	個
装柱腕金 1800A		17	個
装柱腕金 2700A		4	個
自在バンド	共架 九州電力柱 直線路	72	個
吊架金物	共架 九州電力柱 直線路	72	個
自在バンド	共架 九州電力柱 曲線路	263	個
スパイラルスリーブ	共架 九州電力柱 曲線路	263	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 曲線路	263	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 曲線路	263	個
自在バンド	共架 九州電力柱 留め	65	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 留め	65	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 留め	65	個
吊り線クランプ	共架 既設腕金利用 直線路	63	個
カーブ吊り線金物	共架 既設腕金利用 曲線路	115	個
ボルトナット	共架 既設腕金利用 曲線路	115	個
巻き付けグリップ	共架 既設腕金利用 曲線路	115	個
スパイラルスリーブ	共架 既設腕金利用 曲線路	115	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 直線路	100	個
吊架金物	共架 N T T 通信柱 直線路	100	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 曲線路	172	個
スパイラルスリーブ	共架 N T T 通信柱 曲線路	172	個

丸シンプル	共架 N T T 通信柱 曲線路	172	個
巻き付けグリップ	共架 N T T 通信柱 曲線路	172	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 留め	12	個
丸シンプル	共架 N T T 通信柱 留め	12	個
巻き付けグリップ	共架 N T T 通信柱 留め	12	個
自営柱 (鋼管柱 8m)		35	本
自営柱 根巻処理 アングル		35	個
自在バンド	自営柱 装柱 直線路	13	個
吊架金物	自営柱 装柱 直線路	13	個
自在バンド	自営柱 装柱 曲線路	19	個
スパイラルスリーブ	自営柱 装柱 曲線路	19	個
丸シンプル	自営柱 装柱 曲線路	19	個
巻き付けグリップ	自営柱 装柱 曲線路	19	個
自在バンド	自営柱 装柱 留め	11	個
丸シンプル	自営柱 装柱 留め	11	個
巻き付けグリップ	自営柱 装柱 留め	11	個
線間分岐金物		22	個
接地材料		110	本
丸シンプル	支線材料	15	個
支線アンカー	支線材料	15	本
垂鉛めっき鋼より線 (10m)	支線材料	15	本
ターンバックル	支線材料	15	本
支線ガード	支線材料	15	本
共架標示札		911	本
共架札		43	枚
余長処理金物		54	個
同軸ケーブル用コネクタ 12C		223	個
同軸ケーブル用コネクタ 17C		70	個
防水チューブ 12C		223	本
防水チューブ 17C		70	本
FT 型終端器		91	個
同軸ケーブル (7c-HFL)	引込材料	1,493	m
同軸ケーブル (5c-HFBL) 8sq 単線	引込材料	6,397	m

	接栓 NF-7c	引込材料	30	個
	接栓 NF-5c	引込材料	256	個
	保安器 (2分配)	引込材料	143	個
	保安器取付版	引込材料	143	枚
	分線金物	引込材料	86	個
	鋼芯引き留め具	引込材料	681	個
	L型金物	引込材料	681	個
	C型金物	引込材料	609	個
	自在バンド	引込材料	72	個
	屋外分配器		1	個
(4) 電源供給器				
	無停電給電装置 900VA		4	台
	無停電給電装置 320VA		6	台
	鋼管柱 8m		10	本
	自営柱 根巻処理 コンクリート		10	本
	電源盤		10	面
	電源盤取付金物		10	組
	電線 VVF-2芯-2.0mm	電源引込材料	7.5	m
	同軸ケーブル	電源引込材料	12	m
	自動復帰ブレーカー	電源引込材料	1	個
	パイプサドル 1号	電源引込材料	5	個
	パイプサドル 2号	電源引込材料	3	個
	保護管 HIVE-16	電源引込材料	4	m
	保護管 HIVE-36	電源引込材料	4	m
	自在バンド IBT-206	電源引込材料	5	本
	エントランスキャップ	電源引込材料	1	個
	同軸ケーブル 8C		849	m
	コネクタ 8C		48	個
	防水チューブ 8C		48	個

今町・梅北町エリア

項目	名称	数量	単位
(1) センター設備			
	光幹線用分岐分配増幅器	1	台
	下り送信器	2	台
	上り受信器	2	台
	上り分配器	2	台
	分配器シャーシ	1	台
	下り増幅器	1	台
	上り混合増幅器	1	台
	光ラック用冷却ファン	1	台
	光ラック電源	1	台
	電源端子盤	1	台
	光ラック	1	台
	装置架	1	架
	光コード	4	本
(2) 光線路設備			
	ノード光伝送装置	2	台
	光クロージャ	8	個
	光クロージャ	4	個
	光ファイバケーブル 4 芯	7,662	m
	光ファイバケーブル 8 芯	3,189	m
(3) 伝送機器			
	幹線分岐増幅器	30	台
	延線増幅器	54	台
	スプリッター 1 分岐器 (分岐・分配器)	40	個
	スプリッター 2 分岐器 (分岐・分配器)	5	個
	スプリッター 2 分配器 (分岐・分配器)	16	個
	パワーインサーター	13	個
	タップオフ 2 分岐器	137	個
	タップオフ 4 分岐器	188	個
	タップオフ 8 分岐器	3	個

タップオフ 2分配器		31	個
タップオフ 4分配器		27	個
同軸ケーブル 12C		34,516	m
同軸ケーブル 17C		5,188	m
メッセンジャーワイヤー		26,600	m
スパイラルハンガー		31,144	m
装柱腕金 1500A 直線路		15	個
装柱腕金 1500A 曲線路		8	個
装柱腕金 1800A		16	個
自在バンド	共架 九州電力柱 直線路	64	個
吊架金物	共架 九州電力柱 直線路	64	個
自在バンド	共架 九州電力柱 曲線路	192	個
スパイラルスリーブ	共架 九州電力柱 曲線路	192	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 曲線路	192	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 曲線路	192	個
自在バンド	共架 九州電力柱 留め	94	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 留め	94	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 留め	94	個
吊り線クランプ	共架 既設腕金利用 直線路	38	個
カーブ吊り線金物	共架 既設腕金利用 曲線路	56	個
ボルトナット	共架 既設腕金利用 曲線路	56	個
巻き付けグリップ	共架 既設腕金利用 曲線路	56	個
スパイラルスリーブ	共架 既設腕金利用 曲線路	56	個
自在バンド	共架 NTT通信柱 直線路	41	個
吊架金物	共架 NTT通信柱 直線路	41	個
自在バンド	共架 NTT通信柱 曲線路	164	個
スパイラルスリーブ	共架 NTT通信柱 曲線路	164	個
丸シンプル	共架 NTT通信柱 曲線路	164	個
巻き付けグリップ	共架 NTT通信柱 曲線路	164	個
自在バンド	共架 NTT通信柱 留め	24	個
丸シンプル	共架 NTT通信柱 留め	24	個
巻き付けグリップ	共架 NTT通信柱 留め	24	個
自営柱 (鋼管柱 8m)		37	本

	自営柱 根巻処理 アングル		37	個
	自在バンド	自営柱 装柱 直線路	9	個
	吊架金物	自営柱 装柱 直線路	9	個
	自在バンド	自営柱 装柱 曲線路	8	個
	スパイラルスリーブ	自営柱 装柱 曲線路	8	個
	丸シンプル	自営柱 装柱 曲線路	8	個
	巻き付けグリップ	自営柱 装柱 曲線路	8	個
	自在バンド	自営柱 装柱 留め	25	個
	丸シンプル	自営柱 装柱 留め	25	個
	巻き付けグリップ	自営柱 装柱 留め	25	個
	線間分岐金物		65	個
	接地材料		94	本
	丸シンプル	支線材料	22	個
	支線アンカー	支線材料	22	本
	亜鉛めっき鋼より線 (10m)	支線材料	22	本
	ターンバックル	支線材料	22	本
	支線ガード	支線材料	22	本
	共架標示札		593	本
	共架札		42	枚
	同軸ケーブル用コネクタ 12C		251	個
	同軸ケーブル用コネクタ 17C		44	個
	防水チューブ 12C		251	本
	防水チューブ 17C		44	本
	FT 型終端器		92	個
	波付硬質合成樹脂管 FEP-100		63	m
	波付硬質合成樹脂管 FEP-50		63	m
	鋼製電線管 G92		7	m
	鋼製電線管 G54		7	m
	ノーマルバンド 厚鋼用 G92		2	本
	ノーマルバンド 厚鋼用 G54		2	本
	異種管継手 H 型		4	組
	カップリング 厚鋼用 G92		2	本
	カップリング 厚鋼用 G54		2	本

	ブッシング 厚鋼用 G92		2	個
	ブッシング 厚鋼用 G54		2	個
	ステンレスサドル 厚鋼用 G92		4	個
	ステンレスサドル 厚鋼用 G54		4	個
	同軸ケーブル (7c-HFL)	引込材料	1,876	m
	同軸ケーブル (5c-HFBL) 8sq 単線	引込材料	5,239	m
	接栓 NF-7c	引込材料	42	個
	接栓 NF-5c	引込材料	338	個
	保安器 (2分配)	引込材料	190	個
	保安器取付版	引込材料	190	枚
	分線金物	引込材料	112	個
	鋼芯引き留め具	引込材料	668	個
	L型金物	引込材料	668	個
	C型金物	引込材料	573	個
	自在バンド	引込材料	95	個
	屋外分配器		1	個
(4)	電源供給器			
	無停電給電装置 900VA		6	台
	無停電給電装置 320VA		3	台
	鋼管柱 8m		9	本
	自営柱 根巻処理 コンクリート		9	本
	電源盤		9	面
	電源盤取付金物		9	組
	電線 VVF-2芯-2.0mm	電源引込材料	7.5	m
	同軸ケーブル	電源引込材料	12	m
	自動復帰ブレーカー	電源引込材料	1	個
	パイプサドル 1号	電源引込材料	5	個
	パイプサドル 2号	電源引込材料	3	個
	保護管 HIVE-16	電源引込材料	4	m
	保護管 HIVE-36	電源引込材料	4	m
	自在バンド IBT-206	電源引込材料	5	本
	エントランスキャップ	電源引込材料	1	個
	同軸ケーブル 8C		1,247	m

	コネクタ 8C	48	個
	防水チューブ 8C	48	個

平塚町・五十町エリア

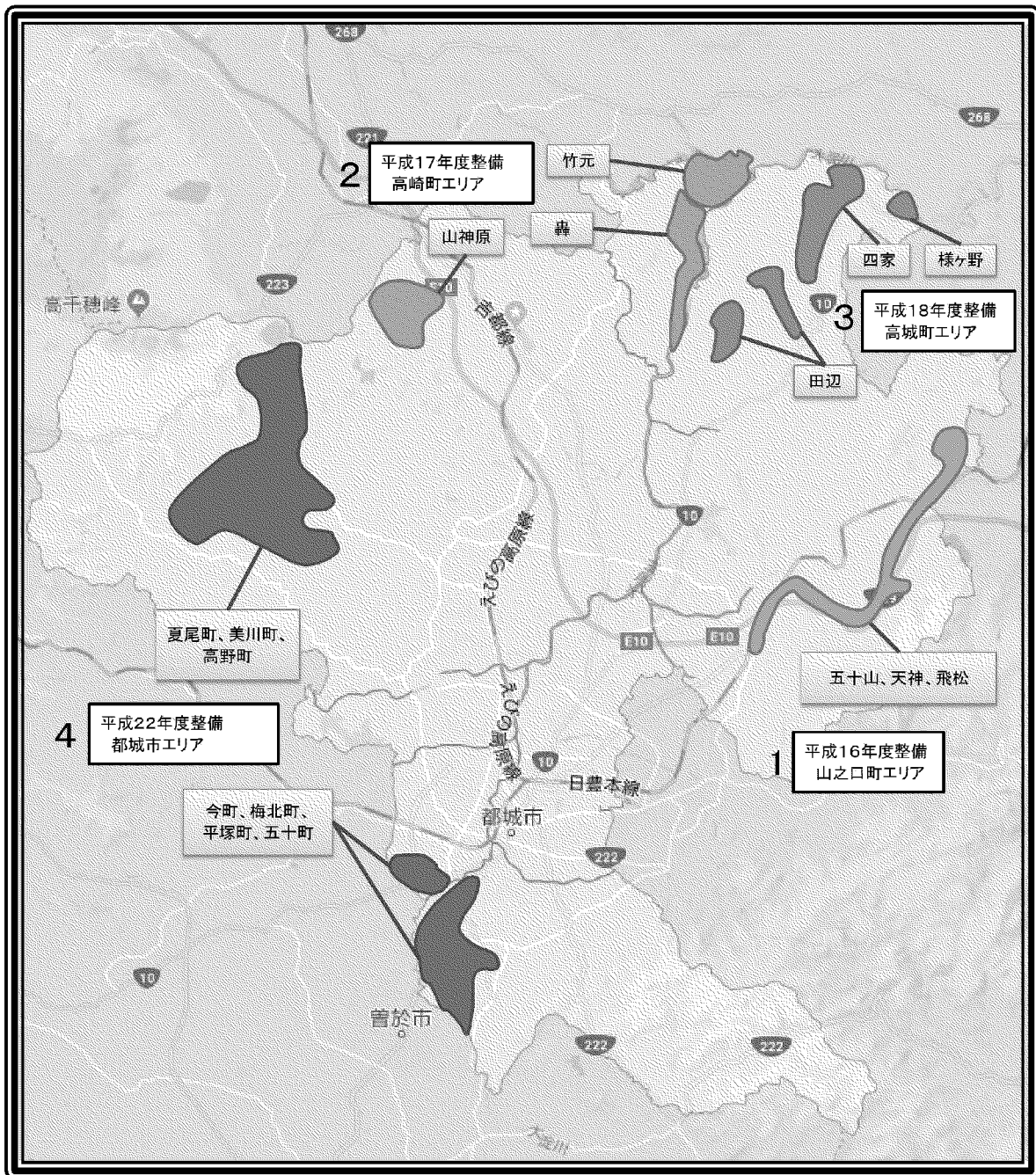
項目	名称	数量	単位
(1)	センター設備		
	下り送信器	1	台
	上り受信機	1	台
	上り分配器	1	台
	下り増幅器	1	台
	光コード	2	本
(2)	光線路設備		
	ノード光伝送装置	1	台
	光クロージャ	3	個
	光ファイバケーブル 4 芯	2,591	m
(3)	伝送機器		
	幹線分岐増幅器	9	台
	延線増幅器	17	台
	スプリッター 1 分岐器 (分岐・分配器)	13	個
	スプリッター 2 分岐器 (分岐・分配器)	2	個
	スプリッター 2 分配器 (分岐・分配器)	3	個
	パワーインサーター	4	個
	タップオフ 2 分岐器	31	個
	タップオフ 4 分岐器	52	個
	タップオフ 2 分配器	10	個
	タップオフ 4 分配器	13	個
	同軸ケーブル 12C	12,023	m
	メッセンジャーワイヤー	10,499	m
	スパイラルハンガー	10,499	m
	装柱腕金 1500A 直線路	4	個
	装柱腕金 1500A 曲線路	3	個
	装柱腕金 1800A	12	個
	自在バンド 共架 九州電力柱 直線路	43	個

吊架金物	共架 九州電力柱 直線路	43	個
自在バンド	共架 九州電力柱 曲線路	58	個
スパイラルスリーブ	共架 九州電力柱 曲線路	58	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 曲線路	58	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 曲線路	58	個
自在バンド	共架 九州電力柱 留め	32	個
丸シンプル	共架 九州電力柱 留め	32	個
巻き付けグリップ	共架 九州電力柱 留め	32	個
吊り線クランプ	共架 既設腕金利用 直線路	15	個
カーブ吊り線金物	共架 既設腕金利用 曲線路	29	個
ボルトナット	共架 既設腕金利用 曲線路	29	個
巻き付けグリップ	共架 既設腕金利用 曲線路	29	個
スパイラルスリーブ	共架 既設腕金利用 曲線路	29	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 直線路	28	個
吊架金物	共架 N T T 通信柱 直線路	28	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 曲線路	31	個
スパイラルスリーブ	共架 N T T 通信柱 曲線路	31	個
丸シンプル	共架 N T T 通信柱 曲線路	31	個
巻き付けグリップ	共架 N T T 通信柱 曲線路	31	個
自在バンド	共架 N T T 通信柱 留め	8	個
丸シンプル	共架 N T T 通信柱 留め	8	個
巻き付けグリップ	共架 N T T 通信柱 留め	8	個
自営柱 (鋼管柱 8m)		1	本
自営柱 根巻処理 アングル		1	個
自在バンド	自営柱 装柱 曲線路	1	個
スパイラルスリーブ	自営柱 装柱 曲線路	1	個
丸シンプル	自営柱 装柱 曲線路	1	個
巻き付けグリップ	自営柱 装柱 曲線路	1	個
自在バンド	自営柱 装柱 留め	2	個
丸シンプル	自営柱 装柱 留め	2	個
巻き付けグリップ	自営柱 装柱 留め	2	個
線間分岐金物		15	個
接地材料		29	本

	丸シンプル	支線材料	1	個
	支線アンカー	支線材料	1	本
	亜鉛めっき鋼より線 (10m)	支線材料	1	本
	ターンバックル	支線材料	1	本
	支線ガード	支線材料	1	本
	共架標示札		242	本
	共架札		3	枚
	余長処理金物		30	個
	同軸ケーブル用コネクタ 12C		88	個
	防水チューブ 12C		88	本
	FT型終端器		22	個
	同軸ケーブル (7c-HFL)	引込材料	623	m
	同軸ケーブル (5c-HFBL) 8sq 単線	引込材料	920	m
	接栓 NF-7c	引込材料	12	個
	接栓 NF-5c	引込材料	58	個
	保安器 (2分配)	引込材料	35	個
	保安器取付版	引込材料	35	枚
	分線金物	引込材料	20	個
	鋼芯引き留め具	引込材料	119	個
	L型金物	引込材料	119	個
	C型金物	引込材料	102	個
	自在バンド	引込材料	17	個
(4)	電源供給器			
	無停電給電装置 900VA		2	台
	鋼管柱 8m		2	本
	自営柱 根巻処理 コンクリート		2	本
	電源盤		2	面
	電源盤取付金物		2	組
	電線 VVF-2芯-2.0mm	電源引込材料	7.5	m
	同軸ケーブル	電源引込材料	12	m
	自動復帰ブレーカー	電源引込材料	1	個
	パイプサドル 1号	電源引込材料	5	個
	パイプサドル 2号	電源引込材料	3	個

	保護管 HIVE-16	電源引込材料	4	m
	保護管 HIVE-36	電源引込材料	4	m
	自在バンド IBT-206	電源引込材料	5	本
	エントランスキャップ	電源引込材料	1	本
	同軸ケーブル 8C		316	m
	コネクタ 8C		12	個
	防水チューブ 8C		12	個

公設光ファイバケーブル及び関連設備 位置図



議案第52号

都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり都城市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定する郵便局

イオンモール都城駅前内郵便局（都城市栄町4672番地5）

2 指定する郵便局で取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第53号

令和2年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金3,573,054円を納付金として一般会計に納付することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

議案第53号関係資料

(1) 処分前

令和2年度都城市御池簡易水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,480,532	0	3,573,054
議会の議決による処分数額	0	0	0
処分後残高	7,480,532	0	(繰越利益剰余金) 3,573,054

(2) 処分後

令和2年度都城市御池簡易水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,480,532	0	3,573,054
議会の議決による処分数額	0	0	△3,573,054
一般会計納付金の納付	0	0	△3,573,054
処分後残高	7,480,532	0	(繰越利益剰余金) 0

議案第54号

令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金46,745,579円のうち10,865,000円を納付金として一般会計に納付することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

議案第54号関係資料

(1) 処分前

令和2年度都城市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	4,128,020,571	538,071,595	46,745,579
議会の議決による処分類	0	0	△27,527,209
組入資本金への組入	0	0	△27,527,209
処分後残高	4,128,020,571	538,071,595	(繰越利益剰余金) 19,218,370

(2) 処分後

令和2年度都城市公共下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	4,128,020,571	538,071,595	46,745,579
議会の議決による処分類	27,527,209	0	△38,392,209
組入資本金への組入	27,527,209	0	△27,527,209
一般会計納付金の納付	0	0	△10,865,000
処分後残高	4,155,547,780	538,071,595	(繰越利益剰余金) 8,353,370

議案第 5 5 号

令和 2 年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 1 1, 4 5 7, 4 0 9 円のうち 7, 4 9 3, 9 5 2 円を納付金として一般会計に納付することについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第55号関係資料

(1) 処分前

令和2年度都城市農業集落排水事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,423,446,514	25,323,419	11,457,409
議会の議決による処分類	3,963,457	0	△3,963,457
組入資本金への組入	3,963,457	0	△3,963,457
処分後残高	1,427,409,971	25,323,419	(繰越利益剰余金) 7,493,952

(2) 処分後

令和2年度都城市農業集落排水事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,423,446,514	25,323,419	11,457,409
議会の議決による処分類	3,963,457	0	△11,457,409
組入資本金への組入	3,963,457	0	△3,963,457
一般会計納付金の納付	0	0	△7,493,952
処分後残高	1,427,409,971	25,323,419	(繰越利益剰余金) 0

